

休眠預金等活用法について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成30年(2018年)1月1日から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動のない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)につきましては、令和元年(2019年)以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

休眠預金等活用法に基づく異動事由について

当金庫との預金取引において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱う事由は以下の通りです。こちらの異動事由に該当するお取引引きをさせていただいている場合、休眠預金となることはありません。

・休眠預金等のお取り扱いについて

休眠預金等活用法に係る規定の制定について

休眠預金等活用法の施行に伴い、本法令における「最終異動日等の取扱い」や「休眠預金等代替金の取扱い」について定めた「休眠預金等活用法に係る預金規定」を制定します。

・休眠預金等活用法に係る預金規定

電子公告

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第3条第

1項に定める電子公告は、以下の通りです。

- ・ 休眠預金等活用法に関する公告

ご参考

- ・ 金融庁ホームページにおける「休眠預金等活用法」に関する特設ページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>